



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2024 年 12 月号

No.285

No.285 (2024 年 12 月号) <11 月 25 日発行>

今月号の注目情報

「DX 動向 2024 - 中堅企業の DX の取組についての考察」
が公開されました。



巻頭言

『 情報処理技術者試験に学ぶ — AI 型チャットボット導入に係る監査 — 』

会員番号 : 1342 安部晃生 (副会長)

今年 10 月 13 日に行われた応用情報技術者試験 (午後 問 11) に、「チャットボット導入における開発計画の監査」の問題が出題されていることに驚いた。いよいよ、AI に関する監査が、国家試験に出題されるほどに一般的なもの (システム監査人なら当然知っておくべき事項) になってきたということだ。

応用情報技術者試験なので、空欄の穴埋め問題であり、解答自体は難しくはない。しかし、私には、問題文に書かれている監査手続が、従来の開発プロジェクト監査とは全く異なる観点での監査手続となっており、その監査手続がなぜ必要なのか、すぐには理解できなかった。例えば、以下の監査手続である。

想定されるリスク	監査手続
追加の機械学習後のテスト結果では効果があったにもかかわらず、本番運用において効果が認められない。	開発計画書案を閲覧し、追加の機械学習における学習用データとテスト用データを別に準備していることを確認し、評価する計画になっているかどうか確かめる。

この監査手続にいう「機械学習における学習用データとテスト用データを別に準備」する必要性はどこにあるのかが、分からなかった。しばらく、機械学習の仕組みについて考えて、ようやく理解できた。

学習したデータは、AI にとって既知のデータとなる。一方、テストでの AI の評価は、AI にとって未知のデータに対して AI が適切な回答を出すことができるかが、評価のポイントとなる。そのため、学習用データとテスト用データとは別に準備する必要があったのだ。

今回は、応用情報技術者試験で学ばせてもらった。皆さんも、一度、情報処理技術者試験でどんな問題が出題されているか見ておくのも、勉強になるかもしれない。至る所に勉強の種はあるものだ。

以上

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

<目次>

○ 巻頭言	1
【 情報処理技術者試験に学ぶ — AI 型チャットボット導入に係る監査 — 】	
1. めだか	3
【 時代が求めるシステム監査（下り坂をそろそろと下る） 】	
2. 投稿	4
【 投稿 】 会計検査院はデジタル社会をどう検査しているのか～特に随時報告は学びの宝庫	
【 コラム 】 システム監査のための会計・法律・数学・理科・教育課程再入門（12）	
3. 本部報告	14
【 第 291 回月例研究会：講演録 】	
テーマ：「海外子会社におけるセキュリティ対応の現状と課題について」	
イベント報告【（2024 年度）関東地区主催 会員向け SAAJ 活動説明会】	
4. 注目情報	18
【 IPA 】「DX 動向 2024 - 中堅企業の DX の取組についての考察」が公開（2024/11/20）	
5. セミナー開催案内	19
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
6. 協会からのお知らせ	20
【 年会費請求書を発送 】	
【 第 24 期通常総会の開催 】	
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
7. 会報編集部からのお知らせ	24

めだか 【 時代が求めるシステム監査（下り坂をそろそろと下る） 】

「時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、大きくは、気候変動、ウイルスによるパンデミック、戦争、地震・津波、台風、人口、政治、等々により求められものである。生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代にシステム監査やシステム監査人に求められているものは一体何かを考える。



資料によると次のことが書かれている。司馬遼太郎氏の小説「坂の上の雲」より、「まことに小さな国が、開花期をむかえようとしている」という上り坂に向かって登っていく人びとの情景を描写する一文がある。時代は明治である。しかし、いまは令和の時代、日本はもはや単純な工業立国ではないということ、日本はもう一律に成長する社会に戻ることはないこと、150年近く（短く見積もっても日清戦争以降の120年間）アジア唯一の先進国として君臨してきたが、いまや、アジアの国のひとつであること、この事実をみることができる。

そして、“これからは、利益共同体と地縁共同型の共同体の中間に「関心共同体」とでも呼ぶべき中間的な共同体が必要なのではないか”という課題提起がある。関心共同体という共同体のコアになるものは、“対話の空間としての新しい広場を作る”である。さらに翻って、“明治近代の成立と、戦後復興・高度経済成長という二つの大きな坂を、二つながらに見事に登り切った私たち日本人が、では、その急坂を、どうやってそろそろと下っていけばいいのか、”を考えたという。また人口の少子化に、“そろそろ文化的な側面に目を向ける少子化対策が出てきてもいい頃だろう。”という。

“子育て中のお母さんが、昼間に、子どもを保育所に預けて芝居や映画を見に行っても、後ろ指をさされない社会を作ること。”がある。文化的な側面すなわち寛容と包摂の精神が大切になる。著者は、“子規が見た、あるいは秋山兄弟の見た坂の上の雲は、あくまで、澄み切った、抜けるような青空にぼかりと白く浮かんでいたことだろう。しかし、そろそろと下る坂道から見た夕焼け雲も、他の味わいがきっとある。夕暮れの寂しさに歯を食いしばりながら、「明日は晴れか」と小さく呟き、今日も、この坂を下りていこう。”といている。

“競争と排除の論理から抜け出し、寛容と包摂の社会へと向かう。道のりは長く厳しいが、私はこれ以外に、この下り坂をゆっくりと下っていく方法はないと思う。”という。この時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにかを考え、システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対してあらためて考えてみる必要がある。(空心菜)

資料：「下り坂をそろそろと下る」平田オリザ 著 講談社現代新書 2363

(このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJの見解ではありません。)

<目次>

2024.11

【投稿】 会計検査院はデジタル社会をどう検査しているのか～特に随時報告は学びの宝庫

会員番号 0436 大石正人

毎年 11 月になると、中央省庁や独立行政法人の気になるニュースがあります。会計検査院の検査結果が正式に公表されるからです。検査の対象は「国のほか、国が出資している団体や国が補助金などの財政援助を与えている都道府県、市町村、各種団体」も含まれます。会計検査院法に基づき、適正な会計経理が行われるよう常時会計検査を行って会計経理を監督するとともに、検査の結果によって国の収入支出の決算を確認することになっていて、後者の方が「決算の計数の正確性と、決算の内容をなす会計経理の妥当性を検査判定。する」という意味で、分かり易いかもかもしれません。内閣が国会に提出する決算は「会計検査院による決算の確認」という公的な意思表示を必要とするので、決算検査は国の財政支出の適切性を確保するうえで、不可欠な機能であり、それを担う会計検査院は、納税者である国民にとっても、十分関心を持つべき事項でしょう。

会計検査を担う検査員職員のマンパワーが限られているので、毎年度の決算検査に盛り込まれる不当事項（法令に違反し又は不当であると認める事項、検査院法第 34 条に基づく）や、意見を表示し（改善）処置を要求した事項（同法 34 条ないしは 36 条に基づく）の件数はそんなに変動しない、と想像されるのですが、印象論にすぎませんが、「令和 5 年分」については、2024 年 8、9 月頃から連日のように新聞紙面をにぎわしていると感じるのです。

ちなみに、令和 4 年度の不当事項は 285 件、97 億 6 千万円余り、改善要求をした事項などを含めると、333 件、580 億円でしたが、直近（11 月 6 日に公表）の令和 5 年度は不当事項が 294 件、77 億 3 千万円余り、改善要求をした事項などを含めると、345 件、648 億円と、全体では前年を上回りました。

（注）令和 5 年度決算検査報告の概要 | 会計検査院（本文の公表は例年 11 月 20 日頃です）

<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary05/index.html>

かつて勤務していた事業所も、その省庁の所管としては最大級の予算規模を有する法人でしたが、事務局部署にいたときは毎年来訪する会計検査院との間で、いかにきちんと納得してもらうか、関係部署に事前の心構えを周知しながら、緊張して「受検」していた記憶が鮮明です。事業の特性や資金の出所の特性から、財務省や金融庁の検査も可能性がありましたが、過去の指摘事項のフォローアップで、中央省庁に出向いて、改善状況を報告することもありました。個人情報保護委員会からの実地検査・立ち入り検査もありましたし、また情報システムなどに絡んで、NISC 内閣サイバーセキュリティセンターや IPA 独立行政法人 情報処理推進機構が、国の定めるガイドライン（政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準）への準拠性の監査（正確には「サイバーセキュリティ基本法第 26 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、政府のサイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査」）にも応じていました。予算規模に応じて多量のデータ量を扱うシステムを抱えていたので、重要インフラ事業でなくても、監査の対象になっていたのでしょう。

こうしたなかにあっても、会計検査院の検査は、公費をもとにしている事業所ゆえに、重みが全然違いました。検査で特に指摘がないと、胸をなでおろし、事業者内に安堵の空気が流れたものです。

ただ大切なのは、自分の事業所や事業分野が会計検査院から指摘を受けたかどうか以上に、他の機関が指摘を受けている観点や問題点が、自組織にも該当したり、同様のリスクをとっていないか、とか内部統制上の課題を抱えていないか、という「他山の石」として活用することです。会計検査院もしつこいくらい、検査報告書の公表後に、それを組織内で周知したり活用しているか、個々の事業所に点検結果の報告を求めたり、当たり前のことができているか促して姿勢が明確でした（報告を求められていましたが、おそらく現在も変わらないでしょう）。

こうした点から、情報システムと関連する会計検査院の令和6年（2024年検査年度）の公表資料の中に「会計検査院法第30条の2に基づく国会及び内閣への随時報告」（注）として、「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」が2024年5月15日付で公表されています。情報セキュリティなどシステムそのものの脆弱性、といった観点での報告ではありませんが、「デジタル」という切り口で重要性の高さを感じる公表が行われています。

（注）<https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/6/r060515.html>

なお随時報告について、会計検査院のホームページより「平成17年11月に、会計検査院法が改正され、会計検査院は、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項について、毎年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることになりました。」

また政府機関等に対する情報セキュリティの取り組み、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一的な基準、については「<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/policy.html>」

を参照してください。

会計検査院は毎検査年度ごとに、検査方針を公表しています。ここ数年は必ずデジタルが、重点的な検査の対象に挙がってきました。こうした随時報告の特性は、検査の結果抽出されたよう改善事項だけでなく、それを導き出すためのプロセスとして、「検査の背景」という冒頭の部分で、検査対象事業体や事業の特性につき、検査院なりの視点でしっかり解析し、その結果を分かり易く解説する「事業や制度の概要」が置かれていることです。

検査院検査の受検を経験した勤務先事業所から今は離れているので、その事業所がデジタル分野についての会計検査院検査の対象になっているのかは承知していませんが、検査で特段の指摘がなかったのに、この「事業や制度の概要」をまとめるための材料として、結構な量の情報提供依頼が検査院から寄せられることも少なくありませんでしたから、受検機関の負担は相応に生じているものと推察されます。

事業所においては繁忙度の高い日常業務にこうした要望への対応負担が加わるので、検査院検査の窓口部署としては毎回心を痛めながらのお願いだったのですが、その報告書の暫定完成版が完成すると再度内容について確認依頼が来て、修正要望を理詰めで提出すればきちんと反映して貰えましたし、非常に真摯な印象を覚えました。そして何より、纏められた全体像のなかに、自分の事業所以外からも収集された情報が、会計検査院の視点で纏められ、全体像が鳥瞰的に理解できるのです。

さて今回は 2024 年 5 月 15 日付で公表された「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」を取り上げます。マイナンバー「カード」の方は、健康保険証の取り込みなど一般市民の日常生活にも影響があるので、マスコミも含め注目度は高いのですが、「情報照会」と聞いてピンとくるのは実務を担う国の機関や地方自治体に関わっている方でしょう。

(注)「会計検査院は、令和 6 年 5 月 15 日、会計検査院法第 30 条の 2 に基づく国会及び内閣への随時報告を行いました。」<https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/6/r060515.html>

検査の趣旨説明について、長くなりますが、該当部分をそのまま引用します。「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和 2 年 12 月閣議決定)において、デジタル社会の形成に当たっては、行政の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ること、また、行政のデジタル化に重要な役割を果たすマイナンバー関連制度について、国民にとっての使い勝手の向上及び同制度の活用を図ることなどが示されている。マイナンバー制度は、国民の利便性の向上と行政の効率化を併せて進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会における社会基盤であり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 5 年 6 月閣議決定)において、マイナンバーの利用及び情報連携の推進等に係る施策が掲げられている。

国は、マイナンバー制度における情報連携の基盤となる情報提供ネットワークシステムを整備して運用するとともに、情報連携に必要となる地方公共団体における情報システムの整備等に対して国庫補助金を交付して、地方公共団体が他の機関の保有する特定個人情報の提供を受けられることができるよう、情報照会の実施環境の整備を推進している。

そして、地方公共団体が上記の情報照会を実施することのできる事務手続は多数運用されている。国は、その実施状況等を調査しているものの、調査の対象が一部の事務手続となっていて、その他の事務手続に係る実施状況は明らかにされていない。また、会計検査院の検査において、生活保護業務に係る上記の情報照会が全く実施されていなかった事態が見受けられるなどしている。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を実施する過程において、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化したことを受けて、マイナンバーの利用範囲の拡大や、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しなどを内容とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 48 号)が令和 5 年 6 月に公布された。」

つまり国の機関だけでなく地方自治体も、マイナンバーに紐づいた様々な特定個人情報を活用することで、いちいち国民・住民から同じ情報の提供を受けなくても、あるいは他の機関からの情報提供を受けなくても、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の仕組みを活用することで、紐づけさえできてしまえば裏側で本人の「特定個人情報」を活用することができるのです。これにより、例えば生活保護の支給基準を充足しているか、などの審査に活用できるわけです。つまり「情報連携」は、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票の写し、課税証明書等)を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う仕組みを指しています。

それではなぜ情報連携が必要になるかという点、こうした「特定個人情報」は日本の場合「分散管理」の原則が貫かれているためです。内閣府や総務省は以下のような説明をしています。

「マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとらず、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。」

情報連携をするためには、利用目的に沿った運用が担保されるよう「個人情報保護評価書」を提出し、新たに、あるいはかたちを変えて利用する場合には、更新版の評価書を個人情報保護委員会に提出を受け、確認を受けなければなりません。こうした評価書は公表され、だれもが閲覧できるようになっています。

(注) マイナンバー保護評価 Web 個人情報保護委員会 <https://www.ppc.go.jp/mynumber/>

こういう面倒な仕組みを構築していることについて、個人情報保護委員会は「特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する」のだと説明しています。

ただ事務手順の見直しは手数がかかるので、地方自治体の現場で「情報連携の仕組み」の活用が進まないほか、そもそも自治体ごとに行政事務の手続きや申請のプロセスが異なっていることが根本問題だという気がして、人的資源不足が深刻化する一方な中で、果たして今回の会計検査院の指摘を受けて、情報連携の活用が進むのか、旗振り役はデジタル庁だと思いますが、疑問なしとしません。

なお「マイナンバー（個人番号）利用差止等請求事件」が提起され、2023年3月9日に最高裁判所第一小法廷で請求棄却になっています。この判決文にもマイナンバーの仕組みが整理されていて、司法の理解として参考になります。

(注) 令和4年（オ）第39号 マイナンバー（個人番号）利用差止等請求事件 令和5年3月9日 第一小法廷判決 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/846/091846_hanrei.pdf

つまり、本稿でを申し上げたいのは、会計検査院の活動は、決して検査を受ける機関や事業者に対するけん制や改善勧告であるだけでなく、公表された検査報告を読むことによって、こうした指摘の背景にある、公的な様々な仕組みや事業プロセスの適切性、課題を認識する絶好の機会である、ということなのです。その意味で、検査院の報告書はもっと読まれるべきだし、マスコミ報道などに頼らず、公民としての基礎知識を身につける大切な機会だ、と考えます。

引用が長々と続いて恐縮でしたが、会計検査院のホームページを覗いてみたり、もしマイナンバーや特定個人情報保護、情報連携の仕組みを改めて理解されたい方は、個人情報保護委員会、内閣官房番号制度推進室、地方行政については総務省大臣官房個人番号企画室のページを参照されてみてください。

<目次>

【コラム】システム監査のための会計・法律・数学・理科・教育課程再入門（12）

会員番号 1644 田淵隆明（近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト）

§1.はじめに

早いもので、2024年もまもなく終わろうとしている。今年は非常に災害や事故の多い年であった。また、関西資本の大手食品会社のシステム・トラブルは未だに完全収束を見ていないようである(→文献[6])。

こうした中、我々システム監査人に対する世間の期待は高まろうとしている。これまで、毎年11月の研究会は西日本支部合同研究会であったが、今回から全国に規模を拡大して実施するに至った。大変喜ばしいことである。当日の情報交換会でもご提案申し上げたが、支部研究会の記録を本部や他支部でも視聴する機会を是非とも設けて頂きたいと思う。また、東北支部名物の「蕎麦打ち」も全国に広めるべきである。

§2.SAP導入と「三分割法」【システム監査の専門家の出番】(→文献[1-5])。

現在、日商簿記のカリキュラムは、商業簿記と工業簿記に分かれており、前者では英米法の「三分割法」(Periodic Inventory Method)で、後者では大陸法の「売上原価対立法」(Perpetual Inventory Method)で構成されている。一方、SAPはドイツの会社であり、全ての場合が大陸法の「売上原価対立法」である。(実は、中国やロシアも同様である)。★印はVAT/消費税の自動計算を行う場合に税コードを持たせる勘定科目

三分割法			売上原価対立法		売上原価対立法(在庫仮勘定あり)		備考
仕訳	なし	自社への 入庫時	仕訳	なし	商品★ 1,000	在庫仮勘定☆ 1,000	実務上「商品」は諸掛が加算されるが、右辺の「在庫請求仮勘定」の金額が、VAT/消費税のInvoiceの金額になる。
仕入★ 1,000 仮払消費税 100	買掛金 1,100	自社検収時	商品★ 1,000 仮払消費税 100	買掛金 1,100	在庫仮勘定☆ 1,000 仮払消費税 100	買掛金 1,100	検収時に消去される「在庫請求仮勘定」(借方)は、仕入先の「売上」との照合対象となる場合がある。
仕訳	なし	自社から 出荷時	売上原価 1,050	商品 1,050	売上原価 1,050	商品 1,050	・この段階ではVAT/消費税計算は行わない。 ・月次平均や後入先出の場合は、月中は標準原価などを用いて仮値の仕訳が必要。
売掛金 1,320	売上★ 1,200 仮受消費税 120	客先検収時	売掛金 1,320	売上★ 1,200 仮受消費税 120	売掛金 1,320	売上★ 1,200 仮受消費税 120	
仕入 ××× 繰越商品(期末) ▲▲▲	繰越商品(期首) ××× 仕入 ▲▲▲	決算時	仕訳	なし	仕訳	なし	

(※いわゆる、「タスキ掛け」決算仕訳)

我が国の法制度は、明治以来、英米法と大陸法の双方を受け入れ、その狭間で揺れ動いてきた。会計における棚卸資産の「三分割法」と「売上原価対立法」は大きく異なるにも関わらず、このことを軽く見ているシステム・コンサルタントは少なくない。これは、商業簿記に「売上原価対立法」が取り入れられたのは2016年のことであり、それ以前に簿記を取得した人々の多くはピンと来ないようである。

SAPには「三分割法オプション」は存在する。しかし、それは商業簿記に限定(購入時に「商品」ではなく「仕入」とする)されており、原価計算を含む工業簿記(モジュールで言うと、PPやCO-PA)とは両立しない。

ところが、関西圏(京都府・奈良県以外)を中心に、製造業や建設業でも「三分割法」を採用している企業が存在する。これは「商業的工業簿記」と呼ばれるもので、材料も購入時に費用として処理する。また、外注加工費も全て有償支給として処理する(後者については、2021年4月の会計基準の改正で制約あり)。実は、筆者もこれまで3例のSAP導入プロジェクトで遭遇した経験がある。このことは要注意であるとともに、システム監査における非常に重要なテーマでもある。なお、☆の「在庫請求仮勘定」は本体価格を表しており、多くの場合、消費税のインボイス制度への対応として活用されている。

§3. 「103万円の壁」と新リース会計基準 【システム監査の専門家の出番】(→文献[1,5])。

[1]税制改正によるシステムへの重大なる影響

10月27日の第50回総選挙の結果、30年振りに(衆議院での)少数与党政権が成立した結果、いわゆる「103万円の壁」、「106万円の壁」、「130万円の壁」、「150万円の壁」などがマスコミで盛んに報じられるようになった。一気に103万円が178万円まで上昇させるとなると、財源の問題があるため容易ではない。政治的状況を考慮すると140~150万円程度が妥協点ではないかと考えられる。いずれにせよ、人事給与系のシステム等に重大な影響が発生するため、我々システム監査人は制度改正の情報収集に努めるべきである。

[2]立法府・行政府における周知期間の常識

システムを設計・開発する者や、システム監査人にとって、「制度改正から施行までの期間の長さ」は非常に重要な意味を持っている。通常、法律では付則に施行日が明記されているか、「法成立から〇〇年以内に施行する」と幅を持たせておいて、内閣の閣議決定によって施行日が定まることが殆どであり、「即日施行」というのは非常に稀である。

※石膏ボードが雨水に接触した結果、有毒ガスの硫化水素(H₂S)が発生する事故が発生し、そのメカニズムが解明された後にわずかに2週間で環境省が省令を改正したケースなどもある(→文献[7])。

我が国の法体系における「defaultの周知期間」は何日だろうか？現在の高校の「公共」や「政経」では、

憲法 > 条約 > 法律 > 政令(閣議決定) > 内閣府令 > 省令 > 告示 > 通達

であることを学ぶ。筆者が度々問題を指摘している「第一次ゆとり教育」は文部省の昭和53年の文部大臣告示であり、製造業に壊滅的な打撃を与えた2006年の会計基準の改悪 = 「研究開発費」の一律費用処理を定めた「実務対応報告第19号」はこの中に現れない。 実は、憲法と条約の間には、「法の適用に関する通則法」(旧名称「法例」)がある。

(法律の施行期日)

第二条 法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、法律でこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによる。

(法律と同一の効力を有する慣習)

第三条 公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する。

第2条に定めるように、「defaultの周知期間」は20日間である。また、第3条では、日本では成文法(Code Law)が慣習法(Common Law)に優越することを規定している。これは大陸法の一般的規定である。
 ★永田町用語における「十分な周知期間」は長くても3か月と考えられているようである。現消費税法の成立は1988年12月下旬であり、施行は1989年4月1日であった。また、毎年国会の当初3予算(一般会計予算、特別会計予算、政府関係予算)とともに審議される予算関連法案は年度内に成立した場合は、一部は4月1日から施行される。故に、今回の法改正については、ニュース等より早めに情報を集める必要がある。

[3]地方財政の問題

上述のように、この問題を解決するためには財源がカギとなる。財務省や総務省によれば、単純に103万円の「基礎控除+給与所得控除」を176万円に上昇させた場合、国税で3.7兆円、地方税で4兆円の減収が出ると試算されている。この数字は、特に財政が脆弱な過疎地の自治体には大きな負担となることが指摘されている。なお、地方税のほうが大きな減収となる要因は、2007年の新自由主義的な税制改正らより、「住民税」の累進構造(5%,10%,20%)を廃止してフラット化(均一10%)にしたことにより、低所得者世帯では次のような税制構造になっているためである。

住民税 = 10% + (均等割り)年 4000 円,	所得税(国税) = 5%
住民税 = 10% + (均等割り)年 4000 円,	所得税(国税) = 非課税
住民税 = (均等割り)年 4000 円,	所得税(国税) = 非課税
住民税 = 非課税,	所得税(国税) = 非課税

[4]消費税の軽減税率の拡充

一方、消費税の場合は状況が異なる。地方税法第72条の83によると、次のように規定されている。

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、(消費税の)七十八分の二十二とする。

すなわち、**国税が1兆円減少する税制改革を行っても、地方税は約2800億円しか減少しない**のである。
現行の軽減税率対象品目(①外食・酒類を除く全ての飲食料品、②新聞)のまま軽減税率を8%から5%に引き下げた場合、国税の減収は約1.5兆円、地方税は約4200億円しか減少しないのである。

低所得世帯ほど「エンゲル係数」(総支出に対する飲食費の占める割合)が高い、という事実を考えると、消費税の軽減税率の拡充は可処分所得の増加に直結する。しかも、**この方法ならば、生活必需品の支出が抑制され、パート労働者や学生のアルバイトだけではなく、中間層にも恩恵があることに注目すべき**である。

★**日本のような先進国では、「富裕層」だけでなく「中間層」も自動車や家具・PC・オーディオなどの耐久消費材の購入に参加できる**という重要な事実がある。(一部に誤解している評論家・報道関係者もおられるようだが)日本のような先進国では、景気循環の原動力は「富裕層」ではなく「中間層」であることを忘れてはならない。そして、**「中間層」では、実質的な可処分所得(=家賃・光熱費・学費・基礎的食糧費など不可避免的に発生する支出を除いた所得)の増減が、耐久消費材の購買力の増減に直結する**ことを忘れてはならない。

★貧困層世帯ほど「エンゲル係数」(家計の総支出に占める食料品支出の占める割合)が高いという厳然たる事実がある。従って、G7先進国は全て食料品の全部または一部を軽減税率対象または非課税としている。

★軽減税率の拡充としては、次の3つ方法が考えられる。

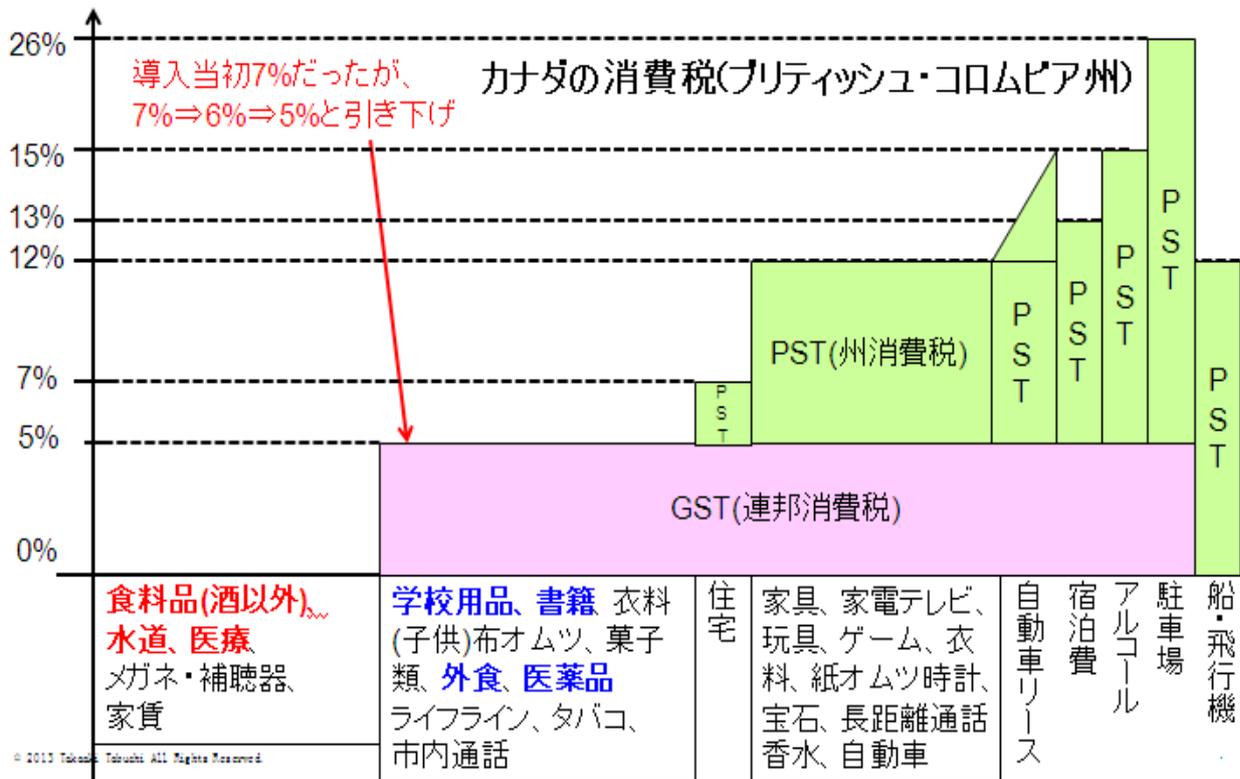
- ① 軽減税率の引き下げ(例：5%に引き下げ)…カナダ(7%⇒6%⇒5%),フランス(5.5%→5%)の実績あり
- ② 対称品目追加→医薬品、書籍、文房具、学校指定品、育児・介護・衛生用品、ライフラインなど
- ③ ①と②の併用

※1.SNS 上では、新聞を軽減税率対象としたことを批判する記載が散見されるが、実は、当初は「書籍及び新聞」であり、書籍のほうがメインであった。しかし、いわゆる“有害図書”の定義を巡り紛糾したため、時間切れで見送りとなったというのが正しい歴史的経緯である。今後、復活する可能性もあるが、その場合は「図書館十進分類」が有効であり、少なくとも上 1 桁が 0,7,9 以外のも文句なしに軽減税率指定とすることが可能であると思われる。

※2.一部の政治家や評論家は、「日本の消費税率は極めて安い」と主張するが、G7 で基礎的食糧の税率が最も高いのは日本の 8%である。軽減税率制度を廃止した場合は 10%に増税され、韓国並みとなる。

※3.高齢化社会を背景に、医療費の急増が家計を圧迫している。また、医療機関や調剤薬局の損税問題も深刻さを増している(→[1])ので、②の対象品目の拡大では「医薬品」が最有力の候補になると思われる。

※4.複数税率よりも「給付付き控除」が優れているという人々もおられるが、実際に給付されるのは住民税非課税世帯などごく僅かな世帯である。カナダの例を持ち出す人も多いが、実はカナダは複数税率であり、生活必需品には州税の PST は課税されず、食料品・水道・医療などは英・米と同様に非課税である。



[5]所有権移転外リース物品に対する償却資産税の捕捉率の向上～「リース会計基準」の再改正が必要

地方財政の三本柱は「住民税」と「固定資産税」と「地方消費税」である。「事業税」はその 4 割を東京都に納税されているのが実情であり、地方自治体の財政における固定資産税の意義は非常に大きい。

新リース会計基準は“骨抜き”であり、**所有権移転外リース物品**のコピー複合機や医療機器などについての会計処理は、例外のほうが多く残り、「償却資産税」の補足率向上の観点でも大きな問題が残ってしまった。

※「所有権移転外リース契約」とは、リース契約の大半を占めるものであり、①リース期間満了時にリース会社が回収する、または、②残価保証制度(リース期間満了時に劣化が激しい場合はユーザがペナルティを支払う)代わりに月々の支払いが低減される契約。

			資産と負債に計上義務	賃貸借契約としての会計処理	車両などの登録上所有者	固定資産台帳への記載義務	償却資産税の負担者	償却資産税の徴税権のある自治体	備考
ファイナンス・リース (狭義のリース)	所有権移転		○	×	ユーザ	○	ユーザ	= 物品の所在地	事実上の分割払いによる購入に近い。
	所有権移転外	原則	○	×	リース会社 (ユーザ登記あり)	○	リース会社	≠ 物品の所在地	固定資産台帳への登録があるので、車両以外も正確に課税可能
		例外	例外(300万円以下の物件またはリース期間が1年以内)	×	○	リース会社 (ユーザ登記あり)	×	リース会社	≠ 物品の所在地
オペレーティング・リース (いわゆるレンタル契約)			×	○	リース会社	×			

(例)川崎市にある A 社がコピー複合機を名古屋市の B リース会社と「所有権移転外リース契約」した場合 A 社は 300 万円以下ルールを用いて、コピー機を合法的に**固定資産台帳に掲載しない**ことができる。
 →減価償却を行わないので、法人税の別表 16 には記載されないの、国税当局は捕捉できない。
 →徴税権は川崎市と神奈川県にあるが、納税義務者は B 社であり、それは他府県にある。
 →証拠たる固定資産台帳に掲載されていないものについて、徴税権者(川崎市と神奈川県)が他府県まで行って税務調査を行うことは非常に困難。

【改善案】このことは、地方財政逼迫の要因となっているので、早急に改善が必要である。

- ① (土地を除いて)骨抜きになった新リース会計基準(企業会計基準第 34 号)を再改正し、**税法に平仄を揃えて、20 万円以上を資産計上**とする。
- ② 国税局が法人税法に関する通達を出して、所有権移転外リース物品について、会計処理は賃貸借処理を認めるが、**固定資産台帳に記載することを損金算入の要件**とする。
- ③ リース会社側では「リース投資資産」として計上されているので、その明細を所轄の税務署に届け出することを義務付け、他の自治体の課税当局と情報共有できるしくみを作る(これは複雑な法改正とシステム投資が必要となり、少なくとも 5 年程度を要すると考えられる)

※コピー複合機のメンテナンス会社は、コピー機の所在について詳細を把握しているので、インボイスの活用により、ある程度は追跡も可能であるが、根本的には①または②の施策が必要と考えられる。

§4.クリスマス特集

クリスマス・ソングの中では、筆者は「神の御子は今宵しも」を特にお勧めしたい(→[8,9])。

[1] Adeste fideles laeti triumphantes, Venite, venite in Bethlehem.

Natum videte Regem angelorum:

(*)Venite adoremus, Venite adoremus, Venite adoremus Dominum.

[2] Deum de Deo, lumen de lumine, Gestant puellae viscera
Deum verum, genitum non factum. (*)Venite adoremus (...)

[3] En grege relicto, humiles ad cunas, vocati pastores appropiant
Et nos ovanti gradu festinemus (*)Venite adoremus (...)

[4] Aeterni parentis splendorem aeternum
Velatum sub carne videbimus (*)Venite adoremus (...)

[5] (間奏)
Deum infantem, pannis involutum (*)Venite adoremus (...)

[6] Cantet nunc io, chorus angelorum; Cantet nunc aula caelestium,
Gloria, gloria in excelsis Deo, (*)Venite adoremus (...)

[7] Ergo qui natus die hodierna.Iesu, tibi sit gloria,
Patris aeterni Verbum caro factum. (*)Venite adoremus (...)

§5.終わりに

また、本年 12 月 1 日により、英国が TPP に加入する。この結果、我が国の自動車等の工業製品の[北アイ
ルランドを経由した欧州市場へのアクセスが格段に向上する](#)(→[10])。英語の重要性は言うまでもないが、[欧州ではビジネスや法務において英・仏・独の三か国語で提出することが必要なことが非常に多い](#)。(現在、EU 諸国では産業所有権の本部はミュンヘンにあり、支部はベルリンとハーグのみである。)まずは、「理数探究 II」のウラの文系の時間はフランス語またはドイツ語の時間に充てるべきである。また、鉄道各社は東海道新幹線の N700-S のように、英・中・韓だけでなく、仏・独の表示も追加するべきである。

★下記は SAP の HANA に日本語モードでログオンし、SPRO で IMG を開き、「有効化：ビジネス機能」を実行した場合に最初に表示されるメッセージである。(以下は IDES 環境)



原文のドイツ語のまま、英語には翻訳されていない。SAP にドイツ語は必須である。§2 で述べた「三分割法」と「売上原価対立法」の問題も、21 世紀の大学における第二外国語軽視の結果でもある。

☆来年は(7 月ではなく)5 月に近畿支部での講演を予定しています。皆様の御参加をお待ちしております。それでは、良いお年をお迎えください。Frohes Neues Jahr!

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用、システム導入上の制約、及び、医学的所見については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、医師・薬剤師、IFRS コンサルタント、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

- [1]「田淵隆明が語る、医療機関の損税問題とその"処方箋": ~消費税導入以来の制度上の盲点~
~国民の大半の理解を得られる処方箋は何か?」(最新版:2024/10/14)
- [2]「「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考」(最新版 2024/11/25)
- [3]「「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅱ)」(最新版 2024/11/11)
- [4]「「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅲ)」(最新版 2024/11/4)
- [5]「軽減税率」田淵隆明が語る、IFRS&連結会計〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕:"In Varietate Concordia", EU の知恵に学べ
IFRS では何故そう考えるのか? (最新版 2024/5/14)
- [6]https://biz-journal.jp/company/post_382836.html
- [7] 廃石膏(せっこう)ボードから発生する硫化水素ガス(H₂S)
<https://www-cycle.nies.go.jp/magazine/mame/201109.html>
- [8]Adeste Fideles --- <https://www.youtube.com/watch?v=xLNNxk2EQhY>
- [9]Adeste Fideles (Enya) --- <https://www.youtube.com/watch?v=HiMuelud5uA>
- [10]経済版「2 プラス 2」新設へ 米保護主義対抗で連携 日英
<https://news.yahoo.co.jp/articles/beff3e140984a2a8ca087ba2fa450507c471cf74>

<目次>

第 291 回月例研究会：講演録**テーマ：「海外子会社におけるセキュリティ対応の現状と課題について」**

会員番号 1763 廣末浩之（中四国支部）

【講師】 あずさ監査法人 Digital Advisory 事業部長**公認システム監査人、公認情報セキュリティ主任監査人****山口 達也（やまぐち たつや）氏****【日時・場所】 2024 年 10 月 21 日（月） 18：30～20：30、オンライン（Zoom ウェビナー）****【テーマ】 「海外子会社におけるセキュリティ対応の現状と課題について」****【要旨】**

昨今のサイバーセキュリティリスクは国内に留まらず、海外子会社等を端緒に最終的に本邦本社にまで侵入され被害が発生する等、日本企業であっても、グローバルな対応が求められる傾向にあります。

一方でそういった海外子会社におけるセキュリティ対応については、各国の制度・文化の違い等もあり簡単に本邦と同じレベルの対応は難しい現状もあると聞きます。本セミナーではそのような海外子会社で現在起きているセキュリティ対応上の課題をご紹介しますと共に、一部ではありますが、その対応例について解説します。

【講演内容】**・ 昨今のセキュリティ事情**

- セキュリティインシデントの今昔
- サイバーセキュリティリスク
- インシデントの影響
- セキュリティに関する認識
- サプライチェーン

セキュリティという概念自体が大きく広がりを見せている中、今回の講演における前提としてのセキュリティ事情について解説があった。

・ 海外子会社の現状

- 海外子会社での事例
- 海外子会社で起きている事象
- セキュリティリスクに対する認識
- 文化の違い
- 海外子会社の実態把握

必ずしも標準的・典型的な事例ではなかったが、実体験に基づく話であり、リアリティを感じさせる事例紹介であった。また簡単な分析内容についても解説があった。

・対応案

- 海外子会社事案への対応
- 対応案の方向性
- 現状把握の実施
- 経営資源の確保
- セキュリティ対策費用の考え方

ベストプラクティスとしての対応案ではなく、実際に現場において実施できた対応案の紹介があった。

・システム監査人として

- システム監査人としてやるべきこと

「直接現地へ行き確認すること」の重要性を非常に強調した解説であった。

【所感】

昨今のサイバー攻撃において、海外子会社のネットワーク機器等の脆弱性を利用して侵入し、国内の業務にも多大な被害が発生した事例を耳にしており、個人的にも顧客等に注意喚起することもあった。今回の研修では、講師が言っているように教科書に載っているような事例ではなく、リアルな事例の紹介があり、より身近なものとして受け止めることができ、非常に参考になった。

今回の研修では海外子会社のセキュリティ対応の現状と課題について説明していただいたが、海外に子会社があるような企業だけではなく、我々が普段接する日本の中小企業等にとっても同様な状況はあると思われる。「海外の話だから関係ない」と言うのではなく、顧客や取引先についてセキュリティリスクに対する認識や企業文化の違いにより、こちらが想定していたセキュリティレベルではない事は良くあることだと思われる。「ちゃんとやっているだろう」ではなく、きちんと現状把握をして、必要な体制整備や対策の実施が求められると感じた。



<目次>

2024.11

イベント報告【(2024年度)関東地区主催 会員向け SAAJ 活動説明会】

会員番号 2581 齊藤茂雄 (副会長)

システム監査活性化委員会では、2023年度同様、協会活動の活性化を目的に、SAAJ本部の各研究会・部会活動への参加を促進するべく、「(2024年度)関東地区主催会員向け SAAJ 活動説明会」を開催いたしました。併せて情報セキュリティ監査研究会およびプロジェクト監査研究会によるミニセミナー2題を実施いたしました。

本活動説明会はオンラインにて開催し、全国からご参加いただきました。

1. 開催日時：2024年10月26日(土) 13:30～16:30
2. 開催方式：Zoomウェビナーによるオンライン開催
3. 参加者：79名 (内、理事・監事18名)
(支部内訳：関東55名、中部9名、近畿7名、九州4名、中四国3名、東北1名)
4. プログラム (進行:戸室佳代子理事)

	内容	時間	担当
13:30	会長挨拶、SAAJの研究会及び部会からの活動内容説明 1. 基準改訂委員会～委員長:松枝会長 2. CSA利用推進グループ～主査: 齊藤 (茂) 副会長 3. 月例研運営委員会～副主査:豊田理事 4. 会報部会～主査:竹原理事 5. 法人部会～主査:山口理事 6. システム監査事例研究会～戸室理事 7. 情報セキュリティ監査研究会～主査:館岡副会長 8. ITアセスメント研究会～主査:松尾理事 9. 個人情報保護監査研究会～副主査:永井 (孝) 理事 10. プロジェクト監査研究会～主査:原田理事、細川理事 11. BCP研究会～主査: 荒町理事	50分	松枝会長および各主査他 (左記)
14:20	休憩	10分	—
14:30	セミナー1: 「情報SEC監査研究会の学びを、企業のサイバーセキュリティ対策に活かした事例」	50分	情報セキュリティ監査研究会 浅野卓理事
15:20	休憩	10分	—
15:30	セミナー2: 「AI・生成AIの適用事例、悪用事例とセキュリティ」	50分	プロジェクト監査研究会主査 原田憲幸理事
16:20 ～ 16:30	・閉会の辞 ・アンケート、受講証明書案内 ・閉会		活性化委員会委員長 小野修一理事

5. 参加された皆様の声(アンケート回答 68 名) –アンケート抜粋–

(1)回答者参加地域：

関東 47 名、近畿 7 名、中部 7 名、九州 4 名、中四国 2 名、東北 1 名

(2)活動内容説明で興味を持った研究会・部会（複数回答）：

情報セキュリティ監査研究会 29 名、プロジェクト監査研究会 25 名、システム監査事例研究会 17 名、IT アセスメント研究会 15 名、BCP 研究会 11 名、個人情報保護監査研究会 10 名、法人部会 5 名

(3)セミナー等の評価（5 段階評価 1：参考にならなかった→5：参考になった）

- ・セミナー 1 4.0 点
- ・セミナー 2 4.1 点

(4)全体の感想・ご意見：

- ✓このような研究会の活発な活動を存じ上げなかったため、大変刺激になりました。
- ✓ SAAJ には、地区の月例研究会でお世話になっておりますが、研究会の活動については、あまり知りませんでした。今後も今回のような、活動の成果を共有できる機会を設けていただければ幸いです。
- ✓ 様々な活動の紹介を通して、システム監査が今どのような状況にあるのか、概況を理解することができました。
- ✓ 非常に興味深い内容もあり、大変に参考になりました。多岐にわたる活動をされていることも理解できました。
- ✓ セミナーは大変参考になりました。
- ✓ 講師の浅野様、原田様、とても参考になる講演ありがとうございました！
- ✓ セミナー形式でもよいが、ある意味、協会会員内輪でのセッションなので、パネルディスカッション等の対談形式+オンラインで飛び入り質問可等にしても面白いのではないかと思います。

6. 運営事務局から

土曜日の午後開催にもかかわらず、多数の方にご参加をいただきました。

セミナー 1 では浅野理事から、情報セキュリティ監査研究会でのセキュリティ等の現状と動向を俯瞰的にとらえる活動やメンバーとの意見交換を通じた活動の大切さと、所属企業の役員の立場から、DX 推進の事例や情報セキュリティ確保への取組み、人材の育成などについてお話しいただきました。企業経営者の目線での DX 推進や情報セキュリティの課題の提起と取組みのお話は大変参考になったと思います。

セミナー 2 では原田理事がプロジェクト監査研究会での研究報告結果を、本ミニセミナー用にブラッシュアップして紹介いただきました。AI および生成 AI の事例を業界別・技術別に解説いただきました。また、生成 AI の悪用事例、悪用によるサイバー攻撃から身を守るお話もいただきました。話題の生成 AI について、適用事例や課題を網羅的に知る好機になったと思います。

皆様には、今後も協会のイベント等へのご参加をよろしくお願い致します。

以上

<目次>

注目情報 (2024.10~2024.11)**■ 【IPA】「DX 動向 2024 - 中堅企業の DX の取組についての考察」を公開 (2024/11/20)**

DX 動向 2024 - 中堅企業の DX の取組についての考察が公開されました。要約は以下となります。

【要約】

中堅企業は日本の経済を支える重要な存在であり、政府も 2024 年を中堅企業元年と位置付け、成長促進策を発表している。本稿では、DX 動向 2024 の調査（以下、「2023 年度調査」）の中堅企業に着目、DX に関連した特徴を整理、企業の成長を支える DX の取組や推進体制のあり方を探ることとした。

2023 年度調査では中堅企業の DX への取組割合は高まっているが、新規製品・サービスの創出、ビジネスモデルの変革など、DX の上位段階の成果は今一つであった。また、中堅企業の企業文化・風土では、社内の風通しや多様な価値観、働き方の柔軟性が不十分、最先端・リスクのある仕事へのチャレンジが容易でないなどの課題がみられた。これは成長意欲が十分でない経営者や仕事に余裕がない従業員が DX の取組に影響を与えているためと推察される。そこで、中堅企業の役員や従業員（人材）について分析を行った。

その結果、中堅企業ではデータサイエンティストやサイバーセキュリティ等のデジタルスキルを有する人材に加え、「DX の戦略立案や統括を行う人材」「DX を現場で推進、実行する人材」といった本質的な人材が不足していることが判明した。また、仕事に余裕がなく、従業員のデジタルリテラシーの向上の取組が進まず、その結果、社内の人材の育成・活用が難しいことが推察された。さらに、IT 分野の見識がある役員がいない割合が大企業の 2 倍近くになっている。そのような企業では企業のビジョンや方向性の周知、DX 予算の確保等も進んでいなかった。

中堅企業の実情を考慮すれば、外部のコンサルに委託したり、デジタルスキルを有する人材を必要な量だけ雇用して一気に DX を推進することは現実的ではない。まずは社内で将来像（ビジョン）を共有したうえで、事業を統括する役員や現場を熟知した従業員が現業と調整しつつ、徐々に自身のデジタルリテラシー向上やスキルアップを図り、DX を統括する人材、推進する人材となっていくことが必要と考えられる。そして、企業として一定のデジタルへの対応力が付いてきた状況で、一体となって新技術を活用したビジネスにリスクをとってチャレンジしていくことが最重要と考えられる。

<https://www.ipa.go.jp/digital/chousa/discussion-paper/dxwp2024-mse.html>

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第 2 9 3 回	日時	2024年12月16日(月) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	防災 DX の再考：災害対策行政におけるデジタル化の現状と課題
	講師	愛知大学国際コミュニケーション学部准教授 令和6年度国民保護国重点訓練 評価委員長 伊藤潤（いとう じゅん）氏
	講演骨子	2024年1月に発生した能登半島地震での震災対応を契機として「防災 DX（デジタル・トランスフォーメーション）」に注目が集まっている。近年、日本政府は災害対策のデジタル化を強く推進し、官民間問わず強い期待が寄せられている。しかし、本当に災害対策行政のデジタル化は実現できるのか。これまでに行ってきた防災情報システムに関する実態調査からは、困難な状況に陥っていることが明らかとなっている。デジタル化を阻む要因は何か。その要因を探る中で、改めてデジタル化の意義と今後の方向性を問い直す。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/293.html	

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第 2 9 4 回	日時	2025年1月20日(月) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	AI のリスクと機会に対処する AI ガバナンス・マネジメントの国際標準化
	講師	ISO/IEC 情報技術標準化委員 小倉博行（おぐらひろゆき）氏
	講演骨子	AI のリスクについては、AI の適切な開発・提供・利用に向けたルール作りが国内外で加速している。今後 AI 適用事業を円滑に推進していくためには、AI ガバナンス・マネジメントの仕組み構築が必須である。その技術的拠り所となる国際標準化については、AI ガバナンスの国際規格 ISO/IEC 38507 や AI マネジメントの国際規格 ISO/IEC 42001 などが発行されている。本講演では、国際標準規格を活用して AI のリスクと機会（事業上のリスク・チャンス含む）に対処する AI ガバナンス・マネジメント実務標準の提案を行う。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/294.html	

<目次>

2024.11

協会からのお知らせ【年会費請求書を発送】

会員番号 2581 齊藤茂雄（事務局長）

会員各位

日頃は協会活動へのご協力を賜りありがとうございます。

早速ですが、会員規程に従い、2025年度年会費の請求書を、2024年12月1日付で発送いたしますので、ご準備のほどよろしくお願い致します。

【会員規程】 https://www.saa.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf

第3条（会費）：会員は、当該年度（1月～12月）の年会費を、請求書に記載された期日までに支払わなければならない。いったん支払われた会費は返却しない。

【2025年度会費請求の内容】

<金額> 正会員個人：¥10,000.- （非課税）

正会員団体：¥10,000.- ～ ¥100,000.- （非課税）

<払込期限> 2025年2月末日

なお、正会員団体に限り、「納付期限延長願い」をご提出いただくことで、納入期限の延長が可能です。

（原則 2025年4月末期限。ただし時期についてはご相談ください。）

お申し出先：<https://www.saa.or.jp/toiwase/index.html>（事務局）

<振込先> 郵便振替口座：00110-5-352357（〇一九店 019-0352357）

（請求書発送時に振込依頼書を同封します）

加入者名：日本システム監査人協会事務局 トクヒ）ニホンシステムカンサニキヨウカイ

銀行振込口座：みずほ銀行八重洲口支店（普通）2258882

口座人名：特定非営利活動法人日本システム監査人協会

トクヒ）ニホンシステムカンサニキヨウカイ

※銀行振込の際は、《会員№》4桁の数字を氏名の前に付けて下さいますようお願い致します。

（会員番号が付けられない場合は、メールで振込内容をお知らせください。）

※振込手数料はご負担願います。

【重要事項：2024年度会費未納の場合】

一部の会員の方について、2024年度会費のお支払が確認できません。2024年12月31日までに納付が確認できない場合は、除名処分となりますので、至急お手続きいただきますようお願い致します。

なお、<https://www.saa.or.jp/>の「会員ログイン画面へ」から、会員ページにアクセスしていただきますと、会費のお支払状況をご確認いただくことができます。

【ご寄附のお願い】

協会では、運営基盤のより一層の改善を図りたく、一口3,000円のご寄附をお願い申し上げます。

2024年10月末現在、認定NPO法人の継続基準である、年間100人以上のご寄附の人数に達しておりません。12月中のご寄附へのご協力をよろしくお願いいたします。

<寄附金額> ¥3,000/一口 ご寄附は、何口でも承ります。

<振込先> ご寄附は、協会会費に合算して、会費振込先にお振込みください。

<東京都への個人情報の提供> 法令に基づき、寄附者名簿（氏名、ご住所）を、認定NPO法人所轄庁の東京都へ報告致します。何卒ご了承賜りますようお願い致します。

【会費、ご寄附等に関するお問い合わせ先】：<https://www.saa.or.jp/toiwase/index.html>（事務局）

以上

<目次>

2024.11

協会からのお知らせ（予告）【第24期通常総会の開催】

会員番号 2581 齊藤茂雄（事務局長）

日本システム監査人協会（SAAJ）会員各位**■第24期通常総会のご案内**

日本システム監査人協会の第24期通常総会を、下記の通り開催致します。

万障お繰り合わせの上ご出席をお願い申し上げます。

総会及び懇親会の参加申込は2025年2月初に、協会ホームページにてご案内致します。

1. 日時：2025年2月21日（金） 13時30分～15時

2. 開催方法：会場およびZOOM会議による

※会場は後日ご案内します。

3. 第24期通常総会 議事（予定）

13:30 開会

- (1) 2024年度 事業報告の件
- (2) 2025年度 事業計画の件
- (3) 2025年度 予算の件
- (4) その他

15:00 閉会

4. 特別講演

実施しません。

5. 懇親会

場所：後日ご案内します。

時間：総会終了後1.5時間。

以上

<目次>

2024.11

【 新たに会員になられた方々へ 】

Welcome

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認
ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 https://www.saa-j.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saa-j.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saa-j.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ
ご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saa-j.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見
募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」 などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saa-j.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saa-j.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。
<https://www.saa-j.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html>

CSA
・
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saa-j.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saa-j.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い
合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saa-j.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

<目次>

【 SAAJ協会行事一覧 】		赤字：前回から変更された予定	2024.11
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
11月	11：予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/8〆切） 14：理事会 18：2025年度年会費請求書発送準備 27：本部・支部予算提出期限 27：会費未納者除名予告通知発送	18：第292回月例研究会 中旬：CSA・ASA更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 中旬～下旬：秋期CSA面接	9：2024年度支部合同研究会 （大阪・天満橋にて開催）
12月	1：2025年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 12：理事会：2025年度予算案承認 会費未納者除名承認 第24期総会（2/21）審議事項確認 13：総会資料提出依頼（1/7〆切） 13：総会開催予告掲示 20：2024年度経費提出期限	上旬：秋期CSA面接、CSA面接結果通知 中旬：CSA/ASA更新手続案内メール 〔更新申請期間 1/1～1/31〕 16：第293回月例研究会 中旬：春期CSA・ASA募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕 下旬：秋期CSA認定証発送	12：協会創立記念日
1月	7：総会資料提出期限 16:00 9：理事会：総会資料原案審議 29：2024年度会計監査 31：償却資産税申告期限 31：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA更新申請受付 20：第294回月例研究会	8：支部会計報告提出期限
2月	6：理事会：通常総会議案承認 28：2024年度年会費納入期限 28：消費税申告期限	2/1-3/31：CSA・ASA春期募集 下旬：CSA・ASA更新認定証発送	21：13:30 第24期通常総会
3月	1：年会費未納者宛督促メール発信 13：理事会 中旬：東京都：認定NPO更新申請 下旬：東京都：NPO事業報告書提出	1-31：春期CSA・ASA書類審査 中旬：第295回月例研究会（準備中）	
4月	10：理事会	初旬：春期CSA・ASA書類審査 中旬：春期ASA認定証発行 中旬：第296回月例研究会（準備中）	20：春期情報処理技術者試験・ 情報処理安全確保支援士試験
前年度に実施した行事一覧			
5月	9：理事会	11-12：第43回システム監査実務セミナー （日帰り4日間コース前半） 8：第287回月例研究会 中旬・下旬土曜：春期CSA面接 25-26：第43回システム監査実務セミナー （日帰り4日間コース後半）	
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 11：理事会 19：年会費未納者督促状発送 22～：会費督促電話作業（役員） 28：支部会計報告依頼（〆切 7/10） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	上旬：春期CSA面接 12：第288回月例研究会 中旬：秋期CSA・ASA募集案内 中旬土曜：春期CSA面接 下旬：春期CSA面接結果通知 中旬～下旬：春期CSA認定証発送	3：認定NPO法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）
7月	11：理事会 12：支部助成金支給	8：第289回月例研究会 中旬：秋期CSA・ASA募集案内	14：支部会計報告〆切
8月	（理事会休会） 3：中間期会計監査	1：秋期CSA・ASA募集開始～9/30 1：第42回CSAフォーラム	
9月	12：理事会	9：第290回月例研究会 13：IT-BCP事例セミナー 28-29：第44回システム監査実務セミナー 30：秋期CSA・ASA募集締切	
10月	10：理事会 13：情報処理技術者試験会場での 入会案内チラシ配布	12-13：第44回システム監査実務セミナー 21：第291回月例研究会	13：秋期情報処理試験（システム 監査技術者試験）、情報処理 安全確保支援士試験 26：13:30 会員活動説明会

<目次>

【 会報編集部からのお知らせ 】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2024年の会報年間テーマは、**「時代が求めるシステム監査」**です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にもその先を目指してどう立ち向かってゆけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則1ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則4ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っていません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15日（発行日：25日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：saajeditor@saaj.jp

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■ S A A J 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、野嶽俊一、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス： saajeditor ☆ saaj.jp （☆は投稿時には@に変換してください）